

八千代町地域防災計画

令和 7 年 3 月改定

(平成 3 0 年 3 月改定)

(平成 2 9 年 3 月改定)

(平成 2 5 年 3 月改定)

八千代町防災会議

目 次

第1編 総論編	1
第1節 計画の目的等	1
第1 目的	1
第2 基本方針	1
第3 構成	1
第4 修正	1
第2節 八千代町の概要	2
第1 自然条件	2
第2 社会条件	2
第3節 八千代町の災害特性	4
第1 風水害の特性・履歴	4
第2 地震災害の特性・履歴	7
第3 町に被害をもたらす可能性のある地震	9
第4節 防災関係機関等の責務と業務の大綱	11
第1 防災関係機関等の責務	11
第2 防災関係機関等の業務の大綱	12
第5節 防災教育・訓練	18
第1 防災教育・防災知識の普及	18
第2 防災訓練	22
第6節 防災情報の常時把握	24
第2編 地震災害対策計画編	25
第1章 総則	25
第1節 地震災害対策計画の概要	25
第1 目的	25
第2 基本方針	25
第3 構成	25
第2章 地震災害予防計画	26
第1節 防災体制の整備	26
第1 町の防災組織	26
第2 防災組織等の整備	28
第3 情報通信ネットワークの整備	34
第2節 地震に強いまちづくりの推進	36
第1 防災まちづくりの推進	36
第2 土木施設の耐震化の推進	39
第3 ライフライン施設の耐震化の推進	40
第4 地盤災害防止対策の推進	42
第5 危険物等施設の安全確保	44
第3節 被害の軽減・防止	46

第 1	緊急輸送への備え	46
第 2	消防力、救助・救急活動の強化	48
第 3	医療救護活動	51
第 4 節	被災者支援	53
第 1	指定避難所・指定緊急避難場所の整備	53
第 2	食料・生活必需品の供給体制の整備	57
第 3	罹災証明書の交付	60
第 4	要配慮者安全確保のための備え	61
第 5	燃料不足への備え	66
第 3 章	地震災害応急対策計画	68
第 1 節	初動対応計画	68
第 1	職員の参集・動員	68
第 2	組織計画	70
第 2 節	情報の収集・伝達	77
第 1	通信手段の確保	77
第 2	災害情報の収集・伝達・報告	81
第 3	災害情報の広報	87
第 3 節	応援・受援	90
第 1	他の地方公共団体等に対する応援要請	90
第 2	自衛隊派遣要請の実施及び受援体制の確保	93
第 3	他市町村被災時の応援	98
第 4 節	被害軽減対策	99
第 1	避難対策	99
第 2	緊急輸送	104
第 3	交通計画	109
第 4	消火・救出・救助活動	112
第 5	応急医療救護	116
第 6	危険物災害防止対策	119
第 7	燃料対策	122
第 5 節	被災者生活支援	124
第 1	被災者の把握	124
第 2	避難生活の確保、健康管理	128
第 3	ボランティア活動の支援	135
第 4	ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供	137
第 5	生活救援物資の供給	140
第 6	要配慮者安全確保対策	143
第 7	応急教育	146
第 8	帰宅困難者対策	149
第 9	義援物資対策	151
第 10	家庭動物の保護対策	152

第6節	災害救助法の適用	153
第7節	応急復旧・事後処理	157
第1	建築物の応急復旧	157
第2	公共施設の応急対策	160
第3	ライフライン施設の復旧計画	162
第4	災害廃棄物の処理・防疫・障害物除去	170
第5	行方不明者の捜索及び遺体の処理	174
第4章	震災復旧・復興計画	176
第1節	被災者の生活の安定化	176
第1	義援金の募集及び配分	176
第2	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付	178
第3	租税及び公共料金等の特例措置	182
第4	住宅建設の促進	183
第5	雇用対策	184
第6	被災者生活再建支援法の適用	185
第2節	公共施設等災害復旧計画	188
第3節	激甚災害の指定	190
第4節	復興計画の作成	194
付編	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	196
第1章	総則	196
第1節	推進計画の目的	196
第2節	防災関係機関等の責務と業務の大綱	196
第2章	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	197
第1節	建築物、構造物等の耐震化・不燃化	197
第2節	指定避難所及び指定緊急避難場所の整備	197
第3節	避難誘導及び救助活動のための防災拠点、消防用施設の整備	197
第4節	緊急輸送を確保するために必要な道路の整備	197
第5節	通信施設の整備	197
第3章	関係者との連携協力の確保に関する事項	198
第1節	資機材、人員等の配備手配	198
第2節	物資の備蓄・調達	198
第4章	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	199
第1節	後発地震への注意を促す情報等の伝達、町の災害に関する会議等の設置等	199
第2節	後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知	200
第3節	災害応急対策をとるべき期間等	200
第4節	町のとるべき措置	200
第5章	防災訓練に関する事項	201
第6章	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	202

第1節 町職員等に対する教育	202
第2節 町民に対する教育・広報	202
第3編 風水害対策計画編	204
第1章 総則	204
第1節 災害対策計画の概要	204
第1 目的	204
第2 基本方針	204
第3 構成	204
第2章 災害予防計画	205
第1節 防災体制の整備	205
第1 町の防災組織	205
第2 防災組織等の整備	205
第3 情報通信ネットワークの整備	205
第2節 災害に強いまちづくりの推進	206
第1 防災まちづくりの推進	206
第2 水政計画	206
第3 土砂災害防止対策	210
第4 道路の安全対策	211
第5 学校等の安全対策・文化財の保護	212
第6 農地・農業の安全対策	214
第7 災害用資材・機材等の点検整備計画	215
第3節 被害軽減・被災者支援	216
第1 火災予防計画	216
第2 指定避難所・指定緊急避難場所の整備	216
第3 食料・生活必需品の供給体制の整備	216
第4 罹災証明書の交付	216
第5 要配慮者安全確保のための備え	216
第3章 災害応急対策計画	217
第1節 初動対応計画	217
第1 職員の参集・動員	217
第2 組織計画	219
第2節 情報の収集・伝達	221
第1 通信手段の確保	221
第2 気象情報等計画	221
第3 災害情報の収集・伝達・報告	230
第4 災害情報の広報	233
第3節 応援・派遣	234
第1 他の地方公共団体等に対する応援要請	234
第2 自衛隊派遣要請の実施及び受援体制の確保	234

第3	他市町村被災時の応援	234
第4節	被害軽減対策	235
第1	避難対策	235
第2	緊急輸送	236
第3	水防計画	237
第4	消火・救出・救助活動	238
第5	応急医療救護	238
第6	交通計画	238
第5節	被災者生活支援	239
第1	被災者の把握	239
第2	避難生活の確保、健康管理	239
第3	ボランティア活動の支援	239
第4	ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供	239
第5	生活救援物資の供給	239
第6	要配慮者安全確保対策	239
第7	応急教育	239
第6節	農地農業計画	240
第7節	災害救助法の適用	241
第8節	応急復旧・事後処理	241
第1	建築物の応急復旧	241
第2	公共施設の応急対策	241
第3	ライフライン施設の復旧計画	241
第4	清掃・防疫対策	241
第5	行方不明者の捜索及び遺体の処理	241
第6	労務計画	242
第4章	災害復旧・復興計画	243
第1節	被災者の生活の安定化	243
第1	義援金の募集及び配分	243
第2	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付	243
第3	租税及び公共料金等の特例措置	243
第4	住宅建設の促進	243
第5	雇用対策	243
第6	被災者生活再建支援法の適用	243
第2節	公共施設等災害復旧計画	244
第3節	激甚災害の指定	244
第4節	復興計画の作成	244
第4編	大規模災害対策計画編	245
第1章	航空災害対策計画	245
第1節	災害予防	245

第 1	本町周辺の航空状況	245
第 2	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	245
第 3	災害応急体制の整備	246
第 4	緊急輸送活動への備え【町、道路管理者等】	246
第 5	関係者等への的確な情報伝達活動への備え【町】	246
第 6	防災関係機関の防災訓練の実施【町、防災関係機関】	246
第 2 節	災害応急対策	247
第 1	発災直後の情報収集・連絡	247
第 2	活動体制の確立	249
第 3	捜索、救急・救助、医療及び消火活動	250
第 4	避難指示・誘導	251
第 5	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動【町、下妻警察署】	251
第 6	関係者等への的確な情報伝達活動	251
第 7	遺族等事故災害関係者への対応【町、町民等】	252
第 8	防疫及び遺体の処理	252
第 2 章	道路災害対策計画	253
第 1 節	災害予防	253
第 1	道路交通の安全のための情報の充実	253
第 2	道路施設等の管理と整備	253
第 3	迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧対策への備え	254
第 4	防災知識の普及【町、道路管理者】	255
第 5	再発防止対策の実施【町、道路管理者】	255
第 2 節	災害応急対策	256
第 1	発災直後の情報収集・連絡	256
第 2	活動体制の確立	257
第 3	救急・救助、医療及び消火活動	259
第 4	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動【町、下妻警察署】	259
第 5	危険物の流出に対する応急対策【町、道路管理者】	259
第 6	道路施設・交通安全施設の応急復旧活動【町、道路管理者】	260
第 7	関係者等への的確な情報伝達活動	260
第 8	防疫及び遺体の処理	260
第 3 章	大規模な火事災害対策計画	261
第 1 節	災害予防	261
第 1	災害に強いまちづくり	261
第 2	大規模な火事災害防止のための情報の充実【水戸地方気象台】	261
第 3	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	262
第 4	防災知識の普及	263
第 2 節	災害応急対策	264
第 1	発災直後の情報収集・連絡	264
第 2	活動体制の確立	265

第3	救急救助、医療及び消火活動	266
第4	避難の受入れ	267
第5	施設及び設備の応急活動【町、各種施設管理者】	267
第6	関係者等への的確な情報伝達活動	267
第7	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	268
第8	防疫及び遺体の処理【県、町、保健福祉部、医療関係機関】	268
第4章	危険物等災害対策計画	269
第1節	災害予防	269
第1	危険物等の予防対策（各災害共通事項）	269
第2	石油类等危険物施設の予防対策	271
第3	高圧ガス・火薬類の予防対策	271
第4	毒劇物取扱施設の予防対策	272
第5	放射線使用施設等の予防対策	273
第6	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策	274
第2節	災害応急対策	275
第1	発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）	275
第2	活動体制の確立（各災害共通事項）	278
第3	石油类等危険物施設の事故応急対策	279
第4	高圧ガス、火薬類の事故応急対策	282
第5	毒劇物多量取扱施設の事故応急対策	284
第6	放射線使用施設等の事故応急対策	285
第7	核燃料物質等の事業所以外運搬中の事故応急対策	286
第8	避難誘導対策	287
第9	捜索・救出・救助対策	287
第10	応援要請対策	288
第11	医療救護対策【町、医療関連機関等】	288
第12	緊急輸送の確保【町、道路管理者】	288
第13	放射線量等の測定体制の整備【県、町】	288